

善通寺市家具転倒防止対策事業補助金の申請確認事項

(1) 器具購入補助のみの場合

① 事前相談

申請者へ、要綱に基づき世帯主の氏名等を確認。

世帯主名が住民基本台帳に登載されているか？

税金等の滞納はないか？

※ 確認できない場合は、補助金を受けることができないので注意してください。

家具固定器具を設置する家の住所、家屋の所有者はだれか？

※ アパートの場合、大家さんの同意が必要

② 家具の位置、設置器具等の確認

自宅の家具のどの箇所に、どのような器具を設置するのか？

※ 香川県家具転倒防止のチラシや市作成チラシ等を参照にして、器具設置の際には注意してください。

③ 添付書類の確認

購入した家具転倒防止器具の領収書やレシートが必要

取付前後の写真（スマホ等撮影による電子データ提出可）

※ 領収書等を無くさないよう、必ず申請書に添付してください。

④ 交付申請書の提出

（記載例）のとおり交付申請書に記載できたか？

同意書の記載事項について同意するか？

⑤ 口座登録及び補助金の入金

市役所自治防災課窓口において補助金の交付申請に記載をしてください。申請後、交付決定を受けたら、請求（第3号様式）・口座振込依頼書を提出してください。

- 口座名義人と交付申請者は同一人物か？
- 交付決定額と請求書の金額は同額か？
- 補助金の入金は、毎月15日と月末に申請を締め切り、1ヶ月以内に支払いとなることに問題はないか？

※ 登録口座の通帳やカードの写しをいただきます。

(2) 器具購入補助のみの場合

上記①～⑤に追加して⑥の事項を確認する。

- ⑥ シルバー人材センター等に委託して取り付け、工賃をシルバーの職人さんに渡し、領収書をもらう。

※ いずれも毎月15日と月末に申請を締め切り、1ヶ月以内に支払いをします。